

設備投資をサポートします!

(公財)沖縄県産業振興公社では、中小企業者が必要とする設備・機械を有利な条件で割賦販売、もしくは、リースする貸与事業を行っています。

無担保です!

(貸与する設備が担保です)

・ただし、審査条件により不動産担保等を徴求する場合があります。

2.3%固定金利です!

(割賦販売の場合)

貸与制度を上手に活用すれば

金融機関の融資枠を
使わずにすむさー
(運転資金調達に余力)

割賦とリース
どちらか選べるさー

元金支払が
1年間据置で助かるさー
(割賦販売の場合)

設備管理(固定資産税等)の
事務負担が軽くなるさー
(リースの場合)



	割賦販売	リース
対象者	県内中小企業で原則1年以上業歴を有すること(一部対象外業種あり)	
対象設備	県内の自社内に設置し、自社で使用する新品の設備・機械など	
ご融資金額	100万円～8,000万円(特別な場合1億円まで)	
連帯保証人	個人企業 原則として1名以上(有資産者) 法人企業 原則として代表者及び1名以上(有資産者)	
融資期間	7年以内(元金1年据置)	3年～7年
保証金	契約額の5%額を契約期間お預りし 最終年の元金・損料に充当します	不要です
所有権等	完済後、貸与先が所有権者となります	完済後、貸与先に再リースします (所有権者は、公社です)

ご相談の際には裏面「設備投資ご相談シート」をご記入の上、事前にFAX又はメールにてご送信下さい。

ご来社の際には、①最近3カ年の決算書 ②設備見積書 ③カタログ ④借入金償還計画表(他の借入がある場合)

お問い合わせはこちらまで **TEL:098-859-6236**

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 総務部 融資課

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階

Tel: 098-859-6236 Fax: 098-859-6233

http://okinawa-ric.jp/ E-mail: yo@okinawa-ric.or.jp

設備投資 ご相談シート

本事業利用をご検討下さり、誠にありがとうございます。
ご相談にあたり対象要件等について確認させていただくため、本シートをご送信下さい。

送信先 (公財)沖縄県産業振興公社 融資課

FAX: 098-859-6233

企業概要		設備概要 単位(千円)		
企業名		設備・機械名	数量	見積価格
代表者名				
本社所在地				
設立年月日	大正・昭和・平成 年 月 日			
資本金				
業種(具体的に)				
従業員数	正社員: 名 臨時・パート: 名	見積価格計(消費税込み)		
ご担当者役職氏名		TEL	-	-
担当者E-MAIL		FAX	-	-

返済の目安 割賦

100万円の割賦販売を受けた場合の償還方法例(期間7年)

区分	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	合計
元金	50,000	0	220,000	156,000	156,000	156,000	156,000	106,000	1,000,000
利息	(保証金)	23,903	21,740	17,707	13,807	9,907	6,007	2,107	95,178
計	50,000	23,903	241,740	173,707	169,807	165,907	162,007	108,107	1,045,178

※契約時にお預かりした保証金(貸与額の5%)は、7年目の返済に充当されます。

返済の目安 リース

100万円のリースを受けた場合の償還方法例(期間7年)

	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	合計
年間リース料	保証金なし	163,920	163,920	163,920	163,920	163,920	163,920	163,920	1,147,440

機械類貸与制度・設備貸与制度がご利用できます

	機械類貸与制度	設備貸与制度
制度の概要	経営基盤の強化及び創業に必要な設備を公社が購入し、中小企業者に対し、割賦販売またはリースする制度です(申請者が必要な設備を選定してお申し込み下さい)	
対象者	中小企業基本法で定める中小企業者 製造業、建設業、鉱業、運輸通信業、 卸売・小売業、飲食店、サービス業、 事業協同組合 原則、創業1年以上の方	小規模企業者等 ①創業者(商工会等の指導実績が必要) ②経営基盤強化が見込まれる中小企業者 申込設備の導入により付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)の向上が見込まれること
貸与限度額	100万円～8,000万円 (創業1年以上、特認1億円まで)	100万円～8,000万円
対象設備	①生産性・加工技術・品質の向上等を図る設備 ②県内に設置する設備 ③原則として当該年度内に設置を完了する設備	①創業や経営基盤強化に必要な設備またはプログラム ②県内に設置する設備 ③原則として当該年度内に設置を完了する設備
対象外設備	既に導入されている設備、土地・建物、物品賃貸業の賃貸物品、申込者以外が使用する設備等	
許認可等	許認可等を必要とする業種については、原則として許認可等を受けていること	

※公正証書作成時には、別途費用をご負担いただきます。

**ご来訪の際に、直近3カ年の決算書類と導入設備の見積書
及びカタログをご持参ください。**